

2月企画運営委員会次第

日 時 平成 27 年 2 月 19 日(木)14:30～
場 所 神奈川県社会福祉会館身体障害者集
会室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 理事会の開催概要について
 - (2) 平成 27 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
 - (3) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 14-19 14-20
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他
- 5 閉 会

※3月企画運営委員会(予定)

平成 27 年 3 月 5 日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館2階第 1 会議室

平成 27 年 2 月 20 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成 27 年 3 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会
の開催について(通知)

春寒の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、2月19日の企画運営委員会において、総会提出議案が了承されましたので、会員の皆様に、議案をご送付申し上げます。

年度末の何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、2月27日(金)までに事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 27 年 3 月 5 日(木)16:00～
- 2 会 場 神奈川県社会福祉会館 2階 第1会議室
- 3 議 題

- (1) 一般社団法人神奈川県保育会監事の選任について
- (2) 平成 27 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案
について
- (3) その他

4 その他

- ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。
- ・ 総会の会場では、13:00～15:00 まで、企画運営委員会を開催しておりますので、開会時間までの間は、大変恐縮ですが、4階ロビーにてお待ちください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

(Fax 番号 045-311-1837)

総会出席確認書及び委任状

平成 27 年 3 月 5 日(木)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出 席

欠 席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議案等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

(会場準備等の都合により、2月27日(金)までに事務局あてにご返送ください。)

事務連絡
平成27年2月吉日

研究発表者 (代表) 各位

保育事業大会研究発表について (お願い)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進にあたりましては、日頃から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月25日(土)に行います第49回神奈川県保育事業大会の研究発表について別紙のとおり・締め切りおよび・打合せのご連絡をいたします。

ご多用中恐縮ですが、発表原稿は印刷日程の都合上 4月9日(木)を期限としてお願いいたします。

また、事前打合せは当日 4月25日(土) 12時40分～ 2階 第2会議室にて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人 神奈川県保育会
TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

神奈川県保育事業大会研究発表・討議

1. 意見発表について

発表時間は1発表30分以内としその後質疑応答となります。

2. 原稿等について

(1) 文字数 1発表あたり4,000字以内(A4版 / 4頁)

提出方法は、パソコン原稿とし、原稿提出と同時にメール送付を事務局宛に願います。

(2)原稿は、横書きでお願いいたします。

(3)4,000字(A4版 4頁)以上になる場合は「別紙資料」として分科会会場で配布いたします。その旨を明記して、原稿(記録媒体、メール可)を事務局宛送付願います。

3. 意見発表原稿の提出期限

平成27年4月9日(木)

4. 代表者は、発表事前打ち合わせを、当日4月25日(土)12時40分～2階

第2会議室にて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

お弁当をご用意いたしております。

5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp

神奈川県保育会 FAX 045-311-1837

平成 27 年度 神奈川県保育事業大会（平成 27 年 4 月 25 日（土））

（意見）研究発表 連絡票 （事前調査）締切 2 月末日

月 日 報告者名 _____

第一会場 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

（案）フリーテーマ

第二会場 子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク

（案）フリーテーマ

第三会場 フリーテーマ

（案）

タイトル _____

サブタイトル _____

所属組織 _____

（代表者連絡先）

保育園名 _____ 氏名 _____ 職名 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail: _____

（予定）

レジュメ・資料の電子データについて

（1）電子データの送付方法

・電子メールで送信 ・電子データはない

（2）電子データになっていない図表などについて

・該当する図表を郵送 ・該当する図表はない ・その他（ ）

発表時の機材利用について

スクリーン・プロジェクターについては本会にて手配いたします。

パソコンについて、バージョンによっては、対応できない場合がありますので、持参していただく場合もあります。ご了承下さい。下記に使用予定ソフト・OSをご記入下さい。

（例）・使用ソフト（パワーポイント 2013（音声あり））・パソコン用OS（Windows8）等

使用ソフト （ ）

パソコン用 OS （ ）

その他 （ ）

平成27年度 第56回関東ブロック保育研究大会 開催要綱

1 主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

2 開催趣旨

「子ども・子育て支援新制度」は、国の「子ども・子育て会議」において、具体的運用に向けた各種基準や公定価格の骨格のとりまとめが行われ、各種政省令が告示されました。これを受け、各自治体における条例の制定と認可・認証事務、保育の必要性の認定事務が行われ、本年4月から本格スタートしました。

また、昨年の消費税率の引き上げによる増収の一部が、新制度の財源に充てられることとなり、社会や地域が要請する保育ニーズへの対応や子育て支援への取組みなど、保育機能や専門性の発揮が保育関係者に一層求められています。

保育制度が、これまでにない大きな変革の時期を迎えた状況の中、保育所等は地域でもっとも身近な子育て支援の拠点として子どもの育ちを保障し、地域の子育て文化を育み、地域を元気にしていくための積極的な取組みが求められています。

私たち保育関係者は自らの使命と役割を自覚し、質の高い保育と子どもの最善の利益を保障する明確な方向性を打ち出していくことが必要となっています。

本大会は、制度改革を的確にとらえ、保育の社会的意義と役割、保育実践などについて議論を深め、今後の保育の質の向上に寄与することを目的に開催するものです。

3 主催

静岡県、静岡県社会福祉協議会、静岡県保育所連合会、静岡県保育士会
関東ブロック各都県指定都市、関東ブロック各都県指定都市社会福祉協議会
関東ブロック保育協議会

4 後援

厚生労働省、静岡市、全国社会福祉協議会、全国保育協議会、全国保育士会

5 期日 平成27年7月2日（木）～3日（金）

6 会場

静岡県コンベンションアーツセンター（グランシップ）

静岡市駿河区池田 79-4 TEL 054-203-5710

① 全体会会場 グランシップ大ホール・海

② 分科会会場 グランシップ 6階から11階会議室

7 大会運営

この大会を円滑に進めるため、主催各都県指定都市の保育協議会（部会）、保育士会（部会）、保育行政主管課、社会福祉協議会の代表者及び静岡県保育所連合会会長が委嘱した者をもって構成する運営委員会を置く。

開催県で組織する運営委員会の運営委員長は、静岡県保育所連合会会長を、副委員長は、静岡県健康福祉部こども未来局長、静岡県社会福祉協議会事務局長、静岡県保育士会長を、委員は静岡県保育所連合会副会長をもってあてる。

運営委員長は、別途実行委員を委嘱し、実行委員会を置く。

8 大会役員

この大会は次の役員をもってあてる。

①分科会議長

「分科会議長割当表」により指定された都県指定都市の社会福祉協議会から推薦のあった者をあてるものとし、各分科会の議事を行う。

②大会幹事

運営委員長が委嘱し、分科会の進行にあたる。

9 分科会助言者

運営委員長は、分科会ごとに1名の助言者を委嘱する。

10 参加者

1,200名 この大会の参加者は次のとおりとする。

- ①保育所の施設長、保育士、その他の職員
- ②保育行政機関、保育士養成校の関係者
- ③社会福祉協議会関係者
- ④学識経験者
- ⑤保護者、その他保育事業関係者

11 参加費・負担金

・参加費	1人	10,000円
・負担金	各都県指定都市	100,000円

1.3 研究方法

①全体会

初日の全体会は、行政説明及び記念講演を行う。

②分科会

研究テーマに基づき、各都県指定都市から予め提出された代表意見を中心に研究討議を行う。

意見の発表時間は1人30分以内とする。

予め議長・助言者及び幹事を主催者が委嘱し、分科会の運営に当たる。

1.4 オープニングアトラクション

大道芸スターズ from 静岡 ※静岡を代表する大道芸の公演者陣によるオムニバスショー



1.5 行政説明

厚生労働省に依頼中

1.6 記念講演



宮西達也 氏（絵本作家） —絵本と子育て—

1956年静岡県駿東郡清水町生まれ。日本大学芸術学部美術学科卒業。「きょうはなんてうんがいいんだろう」（鈴木出版刊）で講談社出版文化賞絵本賞を受賞。「パパはウルトラセブン」（学研刊）などでけんぶち絵本の里大賞を受賞。「おとうさんはウルトラマン」（学研刊）などの作品がある。

12 日程

<p>【第一日目】7月2日(木)</p> <p>会場：グランシップ大ホール 海</p>	<p>【第二日目】7月3日(金)</p> <p>会場：グランシップ会議室</p>
<p>受付 11:30～12:30</p> <p>オープニング 12:10～12:50</p> <p>開会式 13:00～13:50</p> <p>行政説明 13:50～14:50</p> <p>記念講演 15:10～16:40</p> <p>次期当番県挨拶 16:40～16:50</p> <p>第一日目終了 17:00</p>	<p>受付 9:10～ 9:30</p> <p>分科会討議 9:30～15:00</p> <p>閉会 15:00</p>

	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
<p>第一日目</p> <p>7/2(木)</p>			受付 運営委員会	オープニング	開会式	行政説明	休憩	記念講演	次期当番県挨拶	閉会 分科会打合せ 17:30～ 18:30
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
<p>第二日目</p> <p>7/3(金)</p>	受付	分科会		昼食		分科会	閉会	処理委員会 15:30～ 17:30		

分科会

分科会は8分科会及び特別分科会とし、それぞれのテーマ、研究方針、研究の視点は次のとおりとします。

第1分科会

新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

[助言者] 漁田俊子 氏 (静岡県立大学短期大学部 教授)

子ども・子育て関連3法の成立をはじめとする今日の保育をめぐる動きでは、保育の対象が「保育に欠ける」から「すべての子ども」へ広がる方向に検討されています。

また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとの新法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせ持つ類型も創設されようとしています。

保育所では、これまで保育所保育指針にもとづき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きのなかで大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 子ども一人ひとりの育ちに応じた質の高い保育の実践、具体的な手法
- (2) 保育の質の向上のために自己評価等を研究・活用
- (3) 利用者の個別ニーズに対応したきめ細やかな保育を提供

第2分科会

配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

[助言者] 香野 毅 氏 (静岡大学 教授)

保育所においては、発達障害など配慮を必要とする子どもの増加が指摘されています。また、保護者自身が生活面など何らかの課題をもち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育所としてのかかわり方、あるいは保育従事者としていかに寄り添い、支援を行うべきかについて研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 子どもの育ちの実態や課題を保育の中から明らかにしていく
- (2) 様々な機関との連携や協働の内容とそのすすめ方
- (3) 保護者との相互理解を図るための工夫

第3分科会

保育者の資質向上を図る

[助言者] 天野珠路 氏 (日本女子体育大学 准教授)

保育所における今日的状況として、就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や、職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、保育をめぐる新たな制度も見すえた流れのなかで、今後、保育利用者のいっそうの多様化が進むことが想定されます。

本テーマでは、保育所内外の研修や情報共有のあり方、保育士の自己評価など、保育所職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらには、今後保育従事者に求められる資質向上のあり方について研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 保育所内外で研修に取り組む必要性とすすめ方
- (2) 研修意欲の向上と職場環境の整備
- (3) 保育所内外の研修の実践における課題と工夫点など

第4分科会

地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

[助言者] 大豆生田啓友 氏 (玉川大学 准教授)

保育所保育指針においては、保育所の役割として、保護者に対する支援と地域における子育て支援が明確に位置づけられています。

一方で地域のつながりが弱まるなか、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが特に重要な取組となっています。

本テーマでは、地域子育て支援における保育所の役割や、保育従事者に求められる知識や技術の習得、保育所の持つ機能をいかに地域支援に活かしていくかなど、地域子育て家庭に対する支援のあり方について研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 子どもを産み育てることへの不安の解消
- (2) 子どもの立場に立った保育と家庭支援
- (3) 子育ての喜びや楽しさを実感できる支援
- (4) 保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援

第5分科会

家庭や地域との連携による食育の推進

[助言者] 吉田隆子 氏 (日本大学短期大学部 非常勤講師)

乳幼児期の食育の推進は、「食べる」ことや「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして、食に関する家庭との相互理解、さらには地域子育て家庭にむけた食育実践や地域の食文化継承などの視点から、保育所のみならず家庭や地域との連携のもとで実践を進めることがよしとなります。

さらに、保育所では、自家調理の意義や有効性の確率ならびに、食物アレルギーをもつ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食を通じた保育実践のあり方などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 日々の保育の中に食育をどのように位置づけていくか
- (2) 食育の取り組みにおける家庭との連携をどのようにすすめるか
- (3) 子どもへの食生活や栄養の実態を踏まえて、どのような食事の提供を行う必要があるか
- (4) 保育所利用者だけではなく、栄養士(専門職)や調理室などを活かして、地域社会に対しどのように食育を発信していくことができるか

第6分科会

子どものより良い育ちにむけた関係機関とのネットワーク

[助言者] 高山静子 氏 (東洋大学 准教授)

子どものより良い育ちにむけ、保育所、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的に捉える視点として重要です。

また、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性のなか、各地域の保育施策の充実化にむけ、保育関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築もいっそう大切になります。

さらには、児童虐待予防、病児・病後児保育など、保育所単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもって進めるべき取り組みは多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにむけた、多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所が果たすべき役割などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 地域とのネットワークによるニーズへの対応のあり方
- (2) 気になる子どものアフターフォローを含めた小学校との連携
- (3) 保育・子育て支援に関する課題とネットワーク構築上の課題
- (4) 子育て・子育て支援のネットワークにおける保育所の果たすべき役割とそのノウハウ

7分科会

保育の社会化にむけて

[助言者] 山本たつ子 氏 (天童厚生会 理事長)

少子化や核家族化が進む中、社会における人と人、特に子どもと大人がつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心の低下につながっています。こうした中、子育て家庭や保育関係者に限らず、すべての人が子どもや子育てに関心を持つ取り組みが、安心して子どもを産み育てることができる社会づくりにむけて大切です。

本テーマでは、保育所の地域にむけた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 子育て支援を軸とした新たな地域コミュニティのあり方
- (2) 保育所と地域が一体となって取り組む伝統行事の意義と課題
- (3) 子育て文化への関心を高めるための取り組み

第8分科会

公立保育所の使命と地域社会での役割

[助言者] 矢藤誠慈郎 氏 (岡崎女子大学 教育学部長)

保育・子育て支援の今日的な流れにおいては、都道府県や市町村に保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域間格差が進むことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上にむけた公立保育所の意義や役割意識の普及、保育行政機関でもある公立保育所の特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。

【研究の視点】

- (1) 公立保育所の特性を活かした取り組みの内容とそのすすめ方
- (2) 今、公立保育所に求められている役割とは何か
- (3) 公立保育所の運営上の課題と今後の取り組みの方向

特別分科会

すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして
—シンポジウムと講演会—

[コーディネーター] 新開英二氏 (エイデル研究所 代表取締役社長)

[講 師] 落合偉洲氏 (久能山東照宮 宮司)

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、同時に子育て不安や孤独感を抱える保護者や被虐待児の増加など、子どもの育ちと子育てをめぐる問題が社会的に深刻な様相を呈しています。

こうした状況のなか、本大会の主題である「すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして」をテーマに、安心して結婚、出産、子育てができる社会について、子育て中の保護者、保育関係者、企業、子育て団体等が参加したシンポジウム及び講演会を開催します。

【研究の視点】

- (1) 安心して子どもを生き育てることができる社会環境の整備とは
- (2) 「仕事」と「家庭」、子育てしやすい職場環境づくりの実践と方向性
- (3) 子育てしやすい社会を実現するうえで、保育所等に求められている役割とは何か

1.7 資料等の各都県指定都市の提出（納入）期限

①分科会における意見発表原稿 4月30日(木)

②各都県指定都市負担金納入 5月12日(火)

1.8 参加者割当（予定）

区分	施設数	割当人数	率 (%)	区分	施設数	割当人数	率 (%)
神奈川県	300	60	20	新潟県	684	109	16
茨城県	496	84	17	相模原市	89	14	16
千葉県	651	104	16	千葉市	121	19	16
川崎市	128	20	16	栃木県	276	44	16
長野県	568	90	16	群馬県	402	64	16
東京都	1,222	195	16	山梨県	233	37	16
横浜市	394	63	16	静岡県	518	169	
埼玉県	803	128	16	合計	6,885	1,200	

1.9 分科会意見発表・議長割当

[意見発表割当] ◎で表示

[議長割当] ○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
神奈川県		◎			○	◎				2	1
茨城県	○		◎	◎						2	1
千葉県		○			◎			◎		2	1
川崎市				○		◎	◎			2	1
長野県				◎		○		◎		2	1
東京都	◎					◎	○			2	1
横浜市		◎			◎			○		2	1
埼玉県			◎		○		◎			2	1
新潟県	◎			◎		○				2	1
相模原市			○				◎	◎		2	1
千葉市	○		◎		◎					2	1
栃木県	◎		○	◎						2	1
群馬県			◎	○				◎		2	1
山梨県		◎			◎		○			2	1
静岡県	◎	○					◎	○	◎○	3	3
◎合計	4	3	4	4	4	3	4	4	1	31	
○合計	2	2	2	2	2	2	2	2	1		17

平成27年度 全国大会意見発表分担

平成 27 年 2 月吉日

各保育園（所）長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
(公印略)

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による
被表彰者のご推薦について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴職及び所属職員の方で該当される方がおられましたら 4 月 3 日（金）までにご推薦くださりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、公立の保育園につきましては、各市・町の担当課にも推薦依頼通知を送付いたしますことを申し添えます。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定等のとおり
- 2 表彰の時期 平成 27 年 4 月 25 日（土）第 49 回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 問い合わせ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局 TEL045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人神奈川県保育会事務局

平成 27 年 2 月 吉日

各市・町児童福祉主管課長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
(公印略)

一般社団法人神奈川県保育会表彰規定による被表彰者の
ご推薦について (お願い)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、当保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度の標記表彰を次により実施予定でありますので、貴市・町立保育園(所)の職員の方で該当される方がおられましたら 4 月 3 日(金)までにご推薦下さりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この推薦依頼通知は、各保育園(所)長にも送付いたしますことを申し添えます。

- 1 表彰対象者 別添表彰規定のとおり
- 2 表彰の時期 平成 27 年 4 月 25 日(土) 第 49 回神奈川県保育事業大会において表彰式を行います。
- 3 推薦の方法 別紙様式により、県保育会事務局あて郵送等でお送り下さい。
- 4 審査会 表彰の審査は、県保育会表彰選考委員会が行い、審査結果を、別途通知いたします。
- 5 問い合わせ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局 TEL045-311-8754
- 6 本推薦書は、表彰目的のために使用し、その他の目的以外には使用いたしません。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
神奈川県社会福祉会館内
一般社団法人神奈川県保育会事務局

一般社団法人神奈川県保育会会員規程

(表彰)

第12条 理事長は、保育事業に功労のあった者に対して、その功績を讃え、労をねぎらうため、表彰を行うものとする。

- 2 会員は、神奈川県内の保育所に施設長、保育士、調理員等の職員として、15年以上勤務し、かつ功績顕著であると認められる者を、定められた期日までに推薦するものとする。
- 3 表彰は、理事長が保育事業大会において、表彰状と記念品を贈呈してこれを行う。
- 4 会員から推薦のあった表彰対象者については、本会に表彰選考委員会を設置して、被表彰者を選考して決定する。

[取扱い事項]

- 育児休業及び介護休業の期間についてもこれを勤続年数に参入するものとします
- 「保育所」以外の施設の勤務期間は、同じ職種であっても「勤続年数」に入りません
- 保育所間（神奈川県内に限る。）の異動がある場合は通算してください。
- この表彰を1度受けられた方は、対象となりません。
- この表彰の受賞は、原則として全国保育協議会会長表彰の推薦条件としておりますので、園長におかれても漏れのないようご留意ください。

平成27年度保育事業永年勤続表彰者推薦書

平成27年4月1日現在

ふりがな				昭和	年	月	日生		
氏名									
ふりがな				職名					
施設名 (勤務先)									
施設の住所	〒								
	TEL			-	-	FAX		-	-
勤続年月数 ※	就任(職)年月日	退任(職)年月日	勤続年数	施設名					
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
	年 月 日	年 月 日	年 カ月						
		現在に至る							
	(通算合計)		年 カ月						
備考									
平成27年 月 日									
推薦者職氏名								印	

※ 勤続年月数＝他の保育所に勤務した経験年数も含め、保育所での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。

一般社団法人神奈川県保育会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 処遇改善等加算に「11年以上」の区分が新設、加算率が4%に～子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議が開催される～…………… 1
- ・ 認定こども園「運営規定」・「重要事項説明書」モデル例が示される…………… 6
- ・ 「保育所リーダー トップセミナー」申込受付中…………… 7
- ・ 「第10回権利擁護・虐待防止セミナー」申込受付中…………… 10
- ・ 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む』を刊行（全社協出版部）
～これからの就学前に求められる学校教育 保育への理解を深める一冊～…………… 10

◆ 処遇改善等加算に「11年以上」の区分が新設、 加算率が4%に◆

～子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）
合同会議が開催される～

去る1月22日（木）、国の「子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議」が開催されました。

会議冒頭、先の内閣改造で引き続き内閣府少子化対策担当大臣に就任された、有村治子氏より「平成27年度政府予算案が閣議決定され、子ども・子育て支援新制度に係る予算として、5,127億円が確保され、量の拡充と消費税率10%実施時に行われる質の改善が新制度初年度からすべて、実施できることとなった。日本の未来に責任を負う国の最優先課題として国民の支持を受けたと理解している。また、関係者が大同団結して困難を乗り越えた結果でもある。4月の施行後も平坦な道ではないが、次世代に貢献できる仕組みと意識を持って1兆円超の財源確保にむけて取り組んでいく」

旨のあいさつがありました。

今回は、(1) 平成 27 年度予算案について、(2) 公定価格について、(3) 地域子ども・子育て支援事業等について、意見交換が行われました。

○ 処遇改善等加算に「11 年以上」の区分新設、加算率は 4%に

保育士、幼稚園教諭等の処遇改善については、平成 27 年度予算案において、仮単価提示時と同様に「+3%」の給与改善を実施することが盛り込まれています。この給与改善を行うために、公定価格上、「処遇改善等加算」を設けて対応することとしています。

現行の加算率の区分の上限である「10 年以上」よりも長い場合の対応については、財源の確保とあわせて実施することが、これまでの議論を通して以下の内容に整理されてきました。

①加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象

⇒ 給付費等の対象施設・事業所の他、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設や小学校等の教育施設等を加える。

②現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応

⇒ 「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在既に実施している取組が継続して実施できるようにする。(更なる期間の延長は、財源の確保と合わせて実施。)

③処遇改善の計画の策定や実績の報告を求める仕組み

⇒ 保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等の要件を課した上で、質の改善項目として実施する部分(平均+3%)については、確実に賃金改善に充てることを要件とする。

④キャリアアップに対応した仕組み

⇒ キャリアアップに対応した仕組みを導入することとし、具体的には、以下の i、ii の要件を満たさない場合には、加算率を減算する。

i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等

ii) 資質向上のための計画策定等

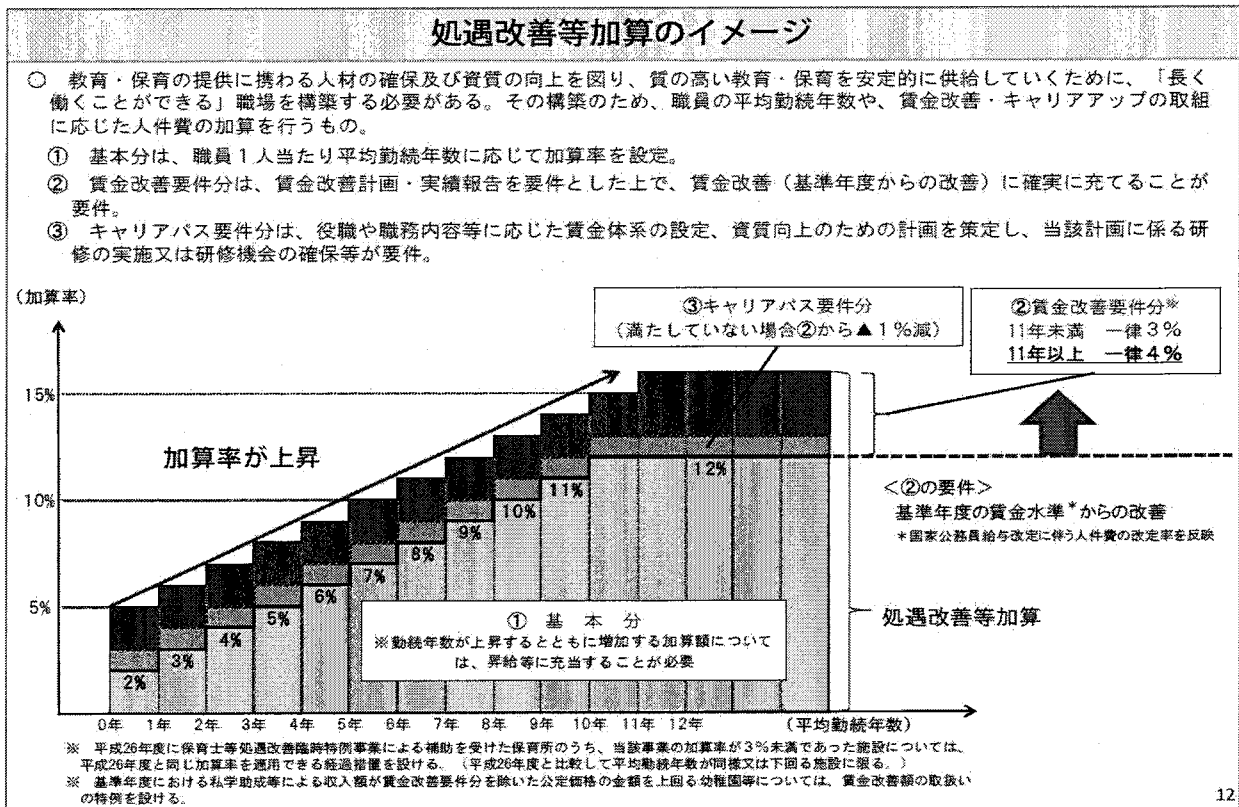
平成 27 年度予算案の編成を受けて、以下の点が新たに盛り込まれることとなりました。

- 「②現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応」の要素については、「11年以上」の区分を新たに設け、加算率を4%とする。
- 平成26年度の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定による影響分(質の改善事項として実施する+3%とは別に改善)については、確実に保育士等の職員の給与に反映されるよう対応。
- 「③処遇改善の計画の策定や実績の報告を求める仕組み」の導入により、給与改善が確実に行われることが担保されることから、株式会社等に固有の制限は設けないこととする。

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築するため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算を行うものであることから、下記の点が要件等として示されています。

- ① 基本分は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善（基準年度からの改善）に確実に充てることが要件。
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。

なお、上記③キャリアパスの要件を満たしていない場合は、一律1%が減算されます。



○ 延長保育事業の短時間認定の実施要件、算定方法が示される

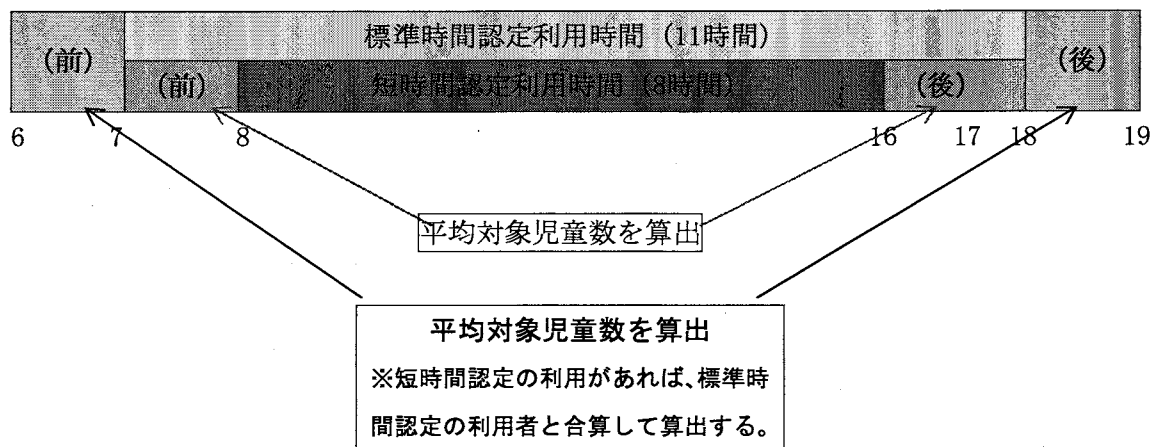
市町村以外が設置する保育所、認定こども園等において実施する延長保育事業に短時間認定にかかる実施要件や算定方法について、次頁の内容が新たに示されました。

【短時間認定の実施要件】

- 11時間の開所時間内における延長保育

- 1時間延長：利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
 - 2時間延長：利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
 - 3時間延長：利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ※平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均（小数点以下第1位を四捨五入）
- 11時間の開所時間を超える延長保育
 - 各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様
 - 各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出
 - 利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び、対象児童を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出

(例) 開所時間：7～18時、コアタイム:8～16時に設定した施設



【短時間認定の算定方法】

- 延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- 複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- 補助額算定@単価×在籍する短時間認定児童数

【算定例】 保育所に在籍する短時間認定児童数が5人、1時間延長の平均対象児童数が1人以上である場合

17,200円（保育所・1時間延長単価）×5人＝86,000円（補助基準額）

なお、標準時間認定（家庭的保育を除く）の実施要件や算定方法については、現行どおりです。

また、訪問型延長保育事業が新たに創設されました。本事業は、居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるために、当該児童の居宅において実施する事業です。

延長保育事業の詳細は、下記資料をご参照ください。

「子ども・子育て会議（21回）、基準検討部会（25回）」資料7 地域子ども・子育て支援事業（スライド21以降）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_21/pdf/s7.pdf

○ 放課後児童クラブ関係・平成27年度予算案の概要について

平成27年度の放課後児童クラブ関係予算案は、575.0億円で対前年度比191.3億円の増となっています。

量的拡充では、受入児童数が、1,105,656人で、平成26年度より約16.9万人の増、補助対象に、10人未満の放課後児童も対象となりました（特例分〔開設日数200～249日〕も同様）。また、質の改善では、以下の項目が拡充・新規として示されました。

① 放課後児童クラブの開所時間延長支援事業 42.9億円【継続・拡充】※

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所し、

(i) 家庭・学校等との連絡・情報交換等業務に主担当として従事する者を配置するクラブに非常勤職員1名分の処遇改善経費を上乗せ

(ii) または、地域の中核的な放課後児童クラブに非常勤職員1名分を常勤職員とするための処遇改善経費を上乗せするために必要な経費の補助を行う。

② 障害児を5人以上受け入れている場合の加配職員の配置 7.0億円【新規】※

放課後児童クラブで障害児の受け入れを行う場合、受け入れる障害児数に関わらず職員を1名加配しているところであるが、障害児5人以上の受け入れを行う場合については、加配職員1名に追加して更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。

③ 19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置 4.0億円【新規】※

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

※各事業の予算額は、放課後児童クラブ関係予算の内、運営費等431.7億円の内数（全保協事務局注）

なお、出席委員からは、子ども・子育て支援新制度に係る平成27年度予算案の内容について、おおむね賛同の意が示されました。一方、処遇改善等加算の取り扱いにおいて、キャリアアップに対応した仕組みの導入とあわせて、専門性の基準を示す必要があることや、非正規職員の勤続年数の考え方等について、意見が出されました。

非正規職員における平均勤続年数のカウントの考え方については、事務局より後日通知を発出する旨の回答がなされました。

子ども・子育て支援にかかる平成27年度予算案の概要は、全保協ニュース№14-18（平成27年1月14日発行）をご参照ください。

次回の子ども・子育て会議は2月5日（木）に開催され、公定価格の本単価が示される予定です。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆認定こども園「運営規定」・「重要事項説明書」 モデル例が示される◆

～子ども・子育て支援新制度 地方自治体担当者向け説明会 平成27年1月23日～

平成27年1月23日、地方自治体担当者向け「子ども・子育て支援新制度」説明会が行われました。1月22日の子ども・子育て会議で示された「平成27年度予算案」をはじめとする資料に加え、新たに「認定こども園の運営規定モデル例」及び「認定こども園の重要事項説明書モデル例」が示されました。

「重要事項説明書」については、利用申込者に交付をして説明を行い、教育・保育の提供の開始について同意を得る方法等について、以下の取り扱いが示されています。

子ども・子育て支援新制度 地方自治体担当者向け説明会（平成27年1月23日）

資料9-7-3【抜粋】

- 特定教育・保育施設は、利用申込者に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に規定する事項を記載した「重要事項説明書」を交付して説明を行い、教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ることが必要。
- 入園内定後から実際の入園までの間に保護者説明会等の場で配布し説明する方法や、園児募集時に配布し説明する方法（その後内容に変更が生じたときは変更事項の説明が必要）等が考えられる。また、利用申込者の承諾があれば、書面ではなく、メール等でも可能。

- 重要事項説明書に記載すべき事項が募集要項その他の書類で網羅されており、当該書類をもって利用申込者に対する事前の説明及びそれに基づく同意が得られている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はない。

※文中下線全保協事務局

重要事項説明書 記載事項【事項のみ抜粋】

1. 施設の目的及び運営の方針
2. 提供する教育・保育の内容
3. 職員の職種、員数及び職務の内容
4. 教育・保育を行う日及び時間等
5. 保育料等
6. 利用定員
7. 利用の開始及び終了に関する事項等
8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策
9. 要望・相談の受付
10. 保険に関する事項
11. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

※「認定こども園の運営規定モデル例」は、内閣府ホームページ>子ども・子育て支援新制度説明会 からご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270123/index.html>

◆保育所リーダー トップセミナー 申込受付中◆

本紙No.14-18でもお知らせしたとおり、平成27年2月9～10日の2日間、『保育所リーダー トップセミナー』を東京ビッグサイトにおいて開催します。

本研修は『保育所長の研修体系』（平成21年度／全保協）にもとづき、平成22～24年度の3年間「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきた内容をふまえ、子ども・子育て支援新制度も見据えながら、保育所リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に『保育所リーダー トップセミナー』と研修名・内容を改編して、開催するものです。

お申込みは、開催要項を全保協ホームページからダウンロードの上、名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店へFAX（03-3595-1119）にてお送りください。その他、セミナーの内容に関するお問い合わせは、全保協事務局（TEL 03-3581-6503）までお願い申し上げます。

なお、申込締め切りを過ぎても、定員余裕がある場合は、引き続き参加をお受け

しております。お早目にお申込みください。

開催要項はこちらのリンク先から取得できます（全保協ホームページ）

⇒<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/leader26/leader26.pdf>

全国保育協議会 平成 26 年度 保育所リーダー トップセミナー

【本研修会の特色】

- ◎保育現場を率いる、リーダーとしてのさらなる研鑽
- ◎子ども・子育て支援新制度を理解し、今後求められる役割の理解
- ◎リーダーとして、次代を担う人材の育成
(職員が継続的に成長・発展できる職場環境醸成の手法を理解)

- ◆日 程 平成27年2月9日(月)～10日(火)
- ◆会 場 東京ビッグサイト「レセプションホール」
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL. 03-5530-1111
- ◆定 員 400名
- ◆締 切 平成27年1月19日(月)⇒2月2日(月)に延長
(定員に達し次第、締切とさせていただきます場合があります)
- ◆参加費 会員 14,000円、会員でない方 19,000円
(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)
- ◆対象者 所長・園長、または準ずる方
(主任保育士等、現場リーダー層を含む)
- ◆主 催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
(実施主体：全国保育協議会)

◆プログラム

【第1日目・2月9日(月)】

13:00～14:00 行政説明「子ども・子育て支援新制度等について」(仮題)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行を目前に、いま押さえておくべき内容について、その概要を説明いただきます。

14:15～15:15 基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」
全国保育協議会 会長 万田 康
これまで、全国保育協議会では、子ども・子育て会議等に対して各種意見・要望を行ってきました。
子ども・子育て支援新制度で実現した要望、今後も引き続き全保協として意見表明していく内容等について報告します。また、昨今の社会

福祉法人の在り方等に関する議論を踏まえ、保育所を有する社会福祉法人に求められるありようについて考える機会とします。

15:30 ~ 17:00 講義Ⅰ「社会福祉法人の在り方について 報告書をふまえ、社会福祉法人（保育所）に求められる役割」

大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏

平成26年5月、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」が発出され、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました。また、社会保障審議会福祉部会において議論が進み、「地域における公益的な活動」の一層の推進への要請等、社会福祉法人を取り巻く情勢が大きく変化するなか、求められる対応について理解をすすめます。

【第2日目・2月10日（火）】

9:00 ~ 10:30 講義Ⅱ「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について」

淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏

子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が提供されることとなります。教育・保育要領の意図する、学校教育としての幼児教育を理解するとともに、保育における教育との「ギャップ」について考えます。

10:45 ~ 12:15 講義Ⅲ「組織リーダーに求められる人材育成・マネジメント」

株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏

保育所に求められる機能が高度化・多様化するなか、現場を担う職員の継続的な成長・発展による質の高い保育の実現が、保育現場を担うリーダーに求められています。職員が定着し、また相互に支え合い成長を促す職場環境を醸成するための手法を、実際の事例等から考えます。

13:15 ~ 14:45 講義Ⅳ「これからの地域子ども・子育て支援」

東京都市大学 教授 小川 清美 氏

子ども・子育て支援新制度では、13の「地域子ども・子育て支援事業」が位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って各地域で実施されます。また、幼保連携型認定こども園には子育て支援の取り組みが義務づけられました。従来から実施されるものに加え、新規に利用者支援事業が位置づけられる等、新制度で期待されている地域子ども・子育て支援の役割について理解します。

◆「第10回権利擁護・虐待防止セミナー」参加申込 受付中◆

全国社会福祉協議会は、「精神障害のある人の権利擁護・虐待防止」をテーマに、「第10回 権利擁護・虐待防止セミナー」を3月6日（金）に、全社協・灘尾ホールで開催します。

今年のセミナーは、相談・支援にあたる幅広い関係者の参加のもと、支援にかかる実践活動の情報と支援方策に関する制度等の理解を共有し、さらなる全国的な支援活動の展開・促進について研究協議することを目的としています。

なお、『保育の友』誌購読者には、割引特典(参加費一般 9,000 円、『保育の友』購読者 7,000 円)があります。

参加ご希望の方は、開催要綱を下記 URL からダウンロードの上、お申し込みください。

http://zenshakyō.net/download/H26_kenriyogo.pdf (全国社会福祉協議会ホームページ)

◆「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む」を刊行（全社協出版部）◆

～これからの就学前に求められる学校教育 保育への理解を深める一冊～

平成 26 年 12 月に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を解説する、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」が内閣府、文部科学省、厚生労働省により示されました。

この解説への理解を深めるため、全社協出版部では、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む』をこのほど刊行しました。本書は、淑徳大学柏女霊峰教授による、幼保連携型認定こども園教育・保育要領をより深く理解するための論文を掲載しています。また、資料として、幼保連携型認定こども園教育・保育要領および幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説の全文に加え、子ども・子育て関連法（子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を解説する法律）や幼保連携型認定こども園の運営基準（特定教育・保育施設及び特定保育事業の運営に関する基準、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準）などの関連資料や、実践をすすめるうえでヒントとなるよう『保育の友』からの特集記事（対談や実践事例）を抜粋し、この一冊で幼保連携型認定こども園の教育・保育に必要な資料がわかるように、まとめました。

これからの保育実践にも参考となる一冊です。

- 定価等：本体 1,500 円（税別）、B5 判・288 頁、2015 年 1 月発行
- ご注文は、下記にご連絡ください。
全社協出版部受注センター
TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-MAIL zenshakyō-s@shakyo.or.jp

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 27 年度における公定価格（施設型給付等）がとりまとめられる
～子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）合同会議開催～ 7

◆平成 27 年度における公定価格（施設型給付等）が とりまとめられる◆

～子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）
合同会議開催～

平成 27 年 2 月 5 日（木）、国の「子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）合同会議」が開催されました。

前回の会議で示された「平成 27 年度予算案において子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために確保される 0.5 兆円」を前提に、平成 27 年度における公定価格が提示され、質疑意見を経て、とりまとめとされました。

これまで、公定価格については、昨年 5 月末に仮単価*として示されていましたが、平成 27 年度における施設型給付等の公定価格の単価について、次頁の 2 点を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価と同内容となりました。

今回とりまとめとなった「公定価格単価表」及び子ども・子育て会議の資料は、下記 URL から、または「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

*仮単価：平成 29 年度に消費税増収分 0.7 兆円が充当され、「量の拡充」及び「質の改善」を実現する際の公定価格として、昨年 5 月末に示されたもの。なお、平成 27 年度における各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく「量の拡充」が 8.2 万人であることから、すべての「質の改善」項目を実施しても、その算定根拠となる利用者数及び従事者数が平成 29 年度時点に比べて少なくなることから、0.5 兆円で充足する。

【公定価格の仮単価と異なる点（基本的に増額要素）】

①公定価格に関する調整課題に対する対応の反映

- ・現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置
- ・大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し（1号定員に係るチーム保育加配加算）
- ・小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善
- ・事業所内保育事業に対する減価償却費加算

②平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映

- ・平成26年度の国家公務員給与の改定の反映（保育士に係る人件費+2.0%など）
- ・平成27年度の国家公務員給与の改定の反映（地域区分の見直し7→8区分など）

地域区分が7区分から8区分に見直されたことで、一部地域は従来に比べ低く区分されていますが、経過措置（平成31年度までの5年間）がとられ、経過措置の間に減額となる地域はありません。各自治体の地域区分は、前回会議資料*に一覧が記載されているので、ご参照ください。

*内閣府ホームページ>子ども・子育て会議 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）」資料6 平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取扱いについて>ページ9 現行の保育所運営費の地域区分と、地域手当の支給地域の変更に伴う新制度の地域区分の比較（経過措置反映後）

そのほか、「子育て支援員研修*」について、基本研修ならびに専門研修のカリキュラム案が示されました。

*研修が従事要件となる事業：小規模保育事業（保育従事者）、家庭的保育事業（家庭的保育補助者）、事業所内保育事業（保育従事者）、一時預かり事業（保育従事者）

研修の受講が推奨される事業：放課後児童クラブ（補助員）、乳児院・児童養護施設等（補助的職員）

平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」施行に向けては大方の議論を終えたとして、今回は、3月19日（木）に開催される予定です。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [http://www.zenhokyo.gr.jp]

—今号の目次—

- ・「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等の主な改正点及びその運用について」発出～国家公務員の給与改定等による保育単価等の改正を踏まえた処遇改善への取り組みについて～…………… 1
- ・社会福祉「社会福祉法人改革について」とりまとめ（案）を協議～社会保障審議会福祉部会（第14回）～…………… 2
- ・「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定される～保育分野に関する義務付け・枠付けの見直し等について～…………… 4

◆「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等の主な改正点及びその運用について」発出◆ ～国家公務員の給与改定等による保育単価等の改正を踏まえた 確実な処遇改善への取り組みについて～

平成27年2月3日、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、「その運用について」が都道府県・指定都市・中核市宛に通知されました。これは、国家公務員の給与改定（人事院勧告）等による保育単価等の所要の改正が行われたことの趣旨を踏まえ、保育士等の処遇改善に取り組むことを要請するものです。

通知文中では、知事・市長あてとして『今回の措置が各保育所等において、確実に反映されるよう指導等を』とする、異例の内容となっています。

今回の改正は、平成26年4月に遡って実施されます。全国の会員保育所等におかれましては、今般の改正をふまえて3月中にも給付される人事院勧告分反映分が確実に保育士等の賃金改善につながるよう、ご対応をお願い申し上げます（付録1を参照）。

＜主な改正点＞

(1) 本俸の額が、国家公務員の俸給表の改正内容と同様に改正。

(2) 期末勤勉手当について、年間支給割合が3.95ヶ月から4.10ヶ月に改定されていることに伴い、運営費に算入されている手当額が改定。

(3) 新俸給表による本俸基準額及び期末勤勉手当を含む人件費（年額）

職 種	格 付	本俸基準額※3		人件費（年額）※4	
		平成26年度 当初	平成26年度 改定後	平成26年度 当初	平成26年度 改定後
所 長※1	(福) 2-33	253,400円	254,900円 (+1,500円)	約459万円	約466万円 (+1.5%)
主任保育士※2	(福) 2-17	230,112円	231,948円 (+1,836円)	約423万円	約430万円 (+1.7%)
保 育 士	(福) 1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 (+2.0%)
調 理 員 等	(行二) 1-37	165,800円	168,100円 (+2,300円)	約292万円	約299万円 (+2.3%)

※1 所長は設置した場合の加算。

※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。

※3 主任保育士・保育士は俸給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※4 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定。

◆「社会福祉法人改革について」とりまとめ（案）を協議◆
～社会保障審議会福祉部会（第14回）～

去る2月12日、社会保障審議会福祉部会（第14回）が開催され、引き続き「社会福祉法人制度改革について」の報告書案について、審議が行われました。

前回の議論をふまえた修正か所が下記のとおり示されました。委員からは、意見や要望が出され、議場において一部修正か所が承認され、最終のとりまとめは、部会長（田中 滋 慶應義塾大学名誉教授）に一任されました。

前回（第13回）の意見をふまえた修正か所について

I 総論
〇3ページ、3パラグラフ

<追加>

また、今後の高齢化等に伴う福祉ニーズの急増に対応するために必要な人材の確保に当たっては、処遇の改善をより一層進めることが重要である。社会福祉法人がその役割を適切に果たすためには、率先して、職員の処遇改善や労働環境の整備等に取り組むことが期待される。

※ なお、下線部分については、より積極的な表現にすべきとの当日の委員意見を受け、「期待される」⇒「求められる」に修正することとなりました。（追記：事務局）

Ⅱ 社会福祉法人制度の見直しについて

2. 経営組織の在り方の見直し－（2）理事・理事長・理事会について

〇8ページ、3パラグラフ

<追加>

一般財団法人・公益財団法人と同様に、理事の職務執行についてのコンプライアンス（法令遵守等）を確保するための体制整備について、理事会の議決事項とし、一定規模以上の法人については、その体制整備を義務付けることが必要である。

2. 経営組織の在り方の見直し－（3）評議員・評議員会について

〇11 ページ、1パラグラフ

<修正>

評議員会が議決機関として位置付けられることに伴い、現行の評議員会が担っている諮問機関としての機能の一部を代替する仕組みとして、各法人が地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表等が参加する「運営協議会」を開催し、意見を聴く場として位置づけることにより、地域や利用者の意見を法人運営に反映させることが適当である。

3. 運営の透明性の確保－（2）情報開示の方向性

〇14 ページ、3パラグラフ

<追加※斜字部分>

定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上位置づける必要がある。

6. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下－（3）福祉サービスへの計画的な再投下

〇21ページ、1パラグラフ

<修正※斜字部分>

「再投下計画」には、社会福祉法人が実施する社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスへの再投下の内容や事業計画額が計上されるが、計画を検討するに当たっての優先順位については、以下のとおり考えるべきである。

- ① 社会福祉は、社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であることから、社会福祉事業への投資（施設の新設・増設、新たなサービスの展開、人材への投資等。社会福祉法人による利用者負担の軽減など社会福祉事業に関する地域における公益的な取組を含

む。)を最優先に検討する。なお、実質的に社会福祉事業と同じ機能を担う、いわゆる小規模事業についても併せて検討する。

なお、委員からは、内部統制（ガバナンス）とガバナンスの表記、地域における公益的な取組／地域における公益的活動の記載について、社会福祉事業と公益事業等の区分の点からの文言の整理が必要であることや、いわゆる小規模事業については、規模の問題だけではなく、事業期間の長短も考慮すべきではないかとの意見が出されました。

また、藤野興一全国児童養護施設協議会会長からは、「本部機能の強化を図っていくのであれば、事務処理負担等に対応するための財政強化対策を検討いただきたい。また、今後作成するガイドラインには現場の声を反映していただきたい」、高橋英治日本保育協会保育問題検討委員会委員長からは、「保育分野は小規模な法人が多いが、その法人の多くは、地域で公益的な活動を地道に行っており、配慮できる部分は十分に対応いただきたい」旨の発言がありました。

最後に、部会長からは、「今回の報告は小規模法人に対して厳しい内容となっているが、世間の風はより厳しく、必ずしも味方でない声への対応を考えれば、報告書の内容は愛情のあるものと考えている」とまとめがありました。

社会保障審議会福祉部会資料（2月12日の意見を反映した報告書）等は、下記のURLまたは、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

厚生労働省トップページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

＞ 政策について ＞ 審議会・研究会等 ＞ 社会保障審議会(福祉部会)

◆「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定される◆

～保育分野に関する義務付け・枠付けの見直し等について～

平成27年1月30日、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」が閣議決定されました。これは、内閣府地方分権改革推進室において、平成26年5月20日から平成26年7月15日までの間で行われた、地方分権改革に関する提案の募集への対応を示すものです。

対応方針には、保育分野に関する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項が記載され、法令改正が予定されている事項について、下記のとおり内容等をお知らせいたします。詳細は、別添の付録2-①、2-②をご参照ください。

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち、保育所に係る基準

「居室面積」…三大都市圏の一部に限り、待機児童解消までの一時的措置として、平成 27 年 3 月 31 日までの間、居室の面積に関する基準に係る規定を「標準」としている措置を、平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。

⇒平成 26 年度中にパブリックコメントの実施を経て、関係政省令・告示改正。

また、平成 27 年 4 月 1 日以降は、現在の対象地域*に加え、新たに 4 市区（東京都新宿区、同杉並区、同日野市、大阪府吹田市）が追加される予定。

*40 市区：埼玉県（3 市）、千葉県（1 市）、東京都（17 特別区・11 市）、神奈川県（5 市）、京都府（1 市）、大阪府（1 市）、兵庫県（1 市）

「乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定」…当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなす。

⇒平成 26 年度中にパブリックコメントの実施を経て、関係政省令・告示改正。

○保育所型認定こども園の有効期間

保育所型認定こども園を認定する際に定めることとされている有効期間は、廃止。

⇒地方分権に係る一括法案が、平成 27 年通常国会に提出される予定。

○幼保連携型認定こども園の食事の提供

構造改革特別区域において 3 歳未満児の給食の外部搬入を行っている公立の保育所が、公立の幼保連携型認定こども園に移行する場合について、引き続き、給食の外部搬入を行うことができるよう経過措置を設けることを検討中。

⇒平成 26 年度中の関係政省令改正を検討中。

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
(公 印 省 略)

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等
の主な改正点及びその運用について

平成 27 年 2 月 3 日厚生労働省発雇児 0203 第 2 号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正されたが、今回の改正は、国家公務員の給与改定等により、下記のとおり、保育単価等につき所要の改正が行われたものであり、その趣旨を踏まえ、保育士等の処遇改善に取り組まれるよう、貴管内市町村及び保育所等に周知するとともに、適正に予算措置等今後の事務処理に当たられたい。

保育士確保が全国において厳しい状況にある中、保育士確保策としては保育士等の処遇の改善が極めて重要であることから、今回の措置が各保育所等において、確実に反映されるよう指導等をお願いしたい。

記

- (1) 本俸の額が、国家公務員の俸給表の改正内容と同様に改正されたこと。
- (2) 期末勤勉手当について、年間支給割合が 3.95 ヶ月から 4.10 ヶ月に改定されていることに伴い、運営費に算入されている手当額が改定されたこと。
- (3) 保育所運営費に盛り込まれた、新俸給表による本俸基準額、及び期末勤勉手当を含む人件費（年額）は、以下のとおりであるので、適切に保育士等の賃金改善に繋がるよう、その内容等の周知をお願いしたい。

職 種	格 付	本俸基準額 ^{※3}		人件費（年額） ^{※4}	
		平成 26 年度 当初	平成 26 年度 改定後	平成 26 年度 当初	平成 26 年度 改定後
所 長 ^{※1}	(福) 2-33	253,400 円	254,900 円 (+1,500 円)	約 459 万円	約 466 万円 (+1.5%)
主任保育士 ^{※2}	(福) 2-17	230,112 円	231,948 円 (+1,836 円)	約 423 万円	約 430 万円 (+1.7%)
保 育 士	(福) 1-29	195,228 円	197,268 円 (+2,040 円)	約 356 万円	約 363 万円 (+2.0%)
調 理 員 等	(行二) 1-37	165,800 円	168,100 円 (+2,300 円)	約 292 万円	約 299 万円 (+2.3%)

※1 所長は設置した場合の加算。

※2 保育士のうち 1 人を主任保育士として費用を算定。

※3 主任保育士・保育士は俸給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※4 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定。

事務連絡
平成 27 年 1 月 30 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局
保 育 担 当 課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」について（情報提供）

本日、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（以下「対応方針」という。）が閣議決定されました。対応方針には、別紙のとおり、保育分野に関する義務付け・枠付けの見直し等に関する事項が記載されております。

このうち、法令改正を予定している事項について、下記のとおり、そのスケジュール、内容等をお知らせいたします。

貴課におかれましては、このことを御了知いただき、必要に応じて適切に対応いただきますとともに、貴管内の市町村に対し周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）のうち、保育所に係る基準について（別紙（1）（ii）関係）
 - ア 別紙（1）（ii）に掲げる事項のうち「居室面積」及び「乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定」については、パブリックコメントの実施等を経て、本年度中に、関係政省令及び告示を改正する予定。
 - イ アのうち「居室面積」の特例については、平成 23 年厚生労働省告示第 314 号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定す

る地域を定める件)において、その対象地域を定めているところ、平成27年4月1日以降は、現在の対象地域に加え、新たに4市区(東京都新宿区、同杉並区、同日野市、大阪府吹田市)を追加する予定。

ウ アに掲げる事項を保育所に係る基準として適用するためには、各都道府県、政令市又は中核市において、適切に条例の改正等を行う必要がある。

エ 別紙(1)(ii)に掲げる事項のうちアに掲げる事項以外の事項については、対応方針に従い、検討を進める予定。

2. 保育士確保対策について(別紙(1)関係)

「待機児童解消加速化プラン」及び「保育士確保プラン」に基づき、地方公共団体と連携して、保育士確保対策(潜在保育士の復帰支援を含む。)に強力に取り組むことが明記されている。

「保育士確保プラン」については、『「保育士確保プラン」について』(平成27年1月14日付け雇児発0114第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、通知されているところであるが、あらためて当該プランに掲げる施策を活用し、保育士確保に積極的に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

3. 保育所型認定こども園の有効期間(別紙(14)(i)関係)

地方分権に係る一括法案を、平成27年通常国会に提出する予定。

4. 幼保連携型認定こども園の食事の提供(別紙(14)(ii)関係)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、構造改革特別区域において3歳未満児の給食の外部搬入を行っている公立の保育所が公立の幼保連携型認定こども園へ移行する場合について、引き続き、給食の外部搬入を行うことができるよう経過措置を設けることを検討中。(本年度中に関係省令を改正することを検討。)

以上

【照会先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課
企画調整係

03(5253)1111(内線7920)